

手数料の名称	金額
<p>高圧ガス製造許可申請手数料 (冷凍を除く)</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者（次に掲げる者を除く。） 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 処理容積（圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下この項、23の項及び37の項において同じ。）が1,000万立方メートル以上の設備 560,000円</p> <p>(イ) 処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備 340,000円</p> <p>(ウ) 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備 220,000円</p> <p>(エ) 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備 140,000円</p> <p>(オ) 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備 110,000円</p> <p>(カ) 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備 86,000円</p> <p>(キ) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 68,000円</p> <p>(ク) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 54,000円</p> <p>(ケ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 31,000円</p> <p>イ 同号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。23の項及び37の項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備 91,000円</p>

	円
	(イ) 処理容積が 500 万立方メートル以上 1,000 万立方メートル未満の設備 75,000 円
	(ウ) 処理容積が 100 万立方メートル以上 500 万立方メートル未満の設備 60,000 円
	(エ) 処理容積が 50 万立方メートル以上 100 万立方メートル未満の設備 44,000 円
	(オ) 処理容積が 10 万立方メートル以上 50 万立方メートル未満の設備 27,000 円
	(カ) 処理容積が 2 万 5,000 立方メートル以上 10 万立方メートル未満の設備 21,000 円
	(キ) 処理容積が 5,000 立方メートル以上 2 万 5,000 立方メートル未満の設備 16,000 円
	(ク) 処理容積が 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満の設備 13,000 円
	(ケ) 処理容積が 200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満の設備 11,000 円
	(コ) 処理容積が 100 立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備 7,400 円